**（様式２）**

**令和４年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：愛媛県ソフトテニス連盟　]**

**[記載日：　令和５年３月３１日　]**

**【対応状況に係る自己評価】**

Ａ：対応している

Ｂ：一部対応している

Ｃ：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　公益財団法人日本ソフトテニス連盟の規程等を遵守し、法人の運営を行っている。 |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　公益財団法人日本ソフトテニス連盟の定款に沿った規約を制定し、当連盟の役員及び会員は当該規約等を遵守している。　愛媛県ソフトテニス連盟の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。 |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。 |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　規約に定める理事２０名、監事２名の役員体制を整えている。　理事会、評議員会及び総会において計算書類及び事業報告の承認手続きを行うとともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。 |

|  |
| --- |
| **原則２ 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　規約に当連盟の目的等を定めている。 |
| **原則３ 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｃ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　現在、役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後、コンプライアンス教育や研修を実施する。 |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｃ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　現在、指導者及び競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後は、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修会等への参加を促す。 |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　規約に基づき、適切に会計処理を行っている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　助成元における交付要綱等の規程に沿って適切に処理し、助成元の検査を受けている。 |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　監事２名を選任し、毎年会計監査を受けている。 |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　規約、事業計画書、収支予算書、事業報告書等を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えるとともに、毎年、愛媛県スポーツ協会及び中央競技団体に事業計画書等を提出している。 |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　連盟のホームページにおいて、役員名簿や各種事業の情報を開示している。 |

|  |
| --- |
| **原則６ 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） |
| 原則１から原則１３について | － |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　ガバナンスコード（ＮＦ向け）の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、カバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。 |
| 原則２：適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）　理事就任時７５歳未満の規程を整備している。　　 |

※原則６については、中央競技団体の指導や助言により、自己説明と公表が必要と判断される項目について記載してください。特に、指導等がない場合は、記載の必要はありませんが、ガバナンスコード策定の趣旨から、自らに適用することが必要と考えられる項目を積極的に記載してください。